

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第57号

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第11条第1項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

別記第1号様式中「捕獲責任者」を「捕獲等責任者」に改め、同様式添付書類中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による」を「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的のための」に改める。

別記第2号様式中「採取責任者」を「採取等責任者」に改め、同様式裏面中「有害鳥類捕獲等」を「鳥類による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的」に改め、同様式別紙中「鳥獣の卵」を「鳥類の卵」に改める。

別記第3号様式中「代表者」を「捕獲等又は採取等の責任者」に改め、同様式添付書類中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により学術研究その他の目的のため」を「学術研究その他の目的のための」に改め、「捕獲等又は採取等の責任者」を削る。

別記第5号様式中「第1条各号」を「第2条各号」に改める。

別記第12号様式中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年6月30日から施行する。